

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森 康好	大和郡山市横田町八三二
〃	仲井 房孝	〃 〃 八二三―一
〃	中尾 正信	〃 〃 七九八
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	田中 康夫	〃 〃 七四三
〃	浅井 宏章	〃 〃 櫛枝町一一九
〃	西田 昭男	〃 〃 五―二
〃	中田 宜伸	〃 〃 伊豆七条町二一七
〃	矢邊 滋之	〃 〃 四八―四
〃	植松 忠司	〃 〃 新庄町三六二
〃	乾 貞夫	〃 〃 二三五
監事	茶谷 勉	〃 〃 横田町八八三
〃	北田 洋一	〃 〃 伊豆七条町二〇八
〃	浅井 博明	〃 〃 新庄町三二六―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲井 房孝	大和郡山市横田町八二三―一
〃	橋下 勝彦	〃 〃 七三四―二
〃	奥山 正	〃 〃 八三七
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	奥 修	〃 〃 二七―一
〃	浅井 宏章	〃 〃 櫛枝町一一九
〃	西田 昭男	〃 〃 五―二
〃	中田 宜伸	〃 〃 伊豆七条町二一七

〃	〃	監事	〃	〃	〃
淺井 博明	北田 洋一	茶谷 勉	植村 卓司	乾 貞夫	矢邊 滋之
〃	〃	〃	〃	〃	〃
新庄町三二六―二	伊豆七条町二〇八	横田町八八三	〃 三三四	新庄町二三五	〃 四八―四